宿泊税使途検討委員会
第２回会議資料

令和８年１０月２６日
大分県商工観光労働部観光局観光政策課



報告：大分県宿泊税の導入について

- 県では、持続可能な観光地域づくりを目指した施策を安定的に実施していくための財源として、宿泊税を **令和9年6月1日** から導入します。
- 宿泊税は、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立、その他の観光振興を図る施策に活用することとしており、税収から賦課徴収に要する経費等を除いた額の7割を市町村に交付します。

➢ 宿泊税のしくみ



税率　1人1泊あたりの、素泊まり料金に応じて4段階

5千円未満	5千円以上 2万円未満	2万円以上 10万円未満	10万円以上
100円	200円	500円	2,000円

※素泊まり料金･･･食事代、消費税等は含みません。

➢ 今後の主なスケジュール

令和8年9月30日（水）
総務大臣による法定外目的税新設の同意

令和8年12月～令和9年1月頃
使途、検証公表についてのルール大枠決定

令和9年6月1日
宿泊税条例施行

令和9年12月
令和9年度下期市町村交付金交付
（7～9月末までの税収（3か月分））

「第１回宿泊税使途検討委員会」における議論

使途についての意見

項目	発言要旨
使途についての考え方	• 宿泊税は、納税する宿泊者・観光客に恩恵のあるものに使うことが大前提。 • 観光を推進する組織、地域ＤＭＯの財源として充当していくことが重要。
各自治体の観光戦略上の位置づけ	• 観光戦略（県の場合はツーリズム戦略）上の位置づけが重要。使途は、「各自治体の観光戦略上の位置づけがある、新規性のあるもの」等、定めるべき。 • 県の宿泊税であるため、県と市町村が使途のベクトルをあわせるようなことも必要。
入湯税と宿泊税	• 市町村における使途については、入湯税との棲み分けが重要。
地域の実情に応じた柔軟な使途	• 地域によって、観光に対する取組の状況が異なり、課題やチャレンジしたいことが違う。最初から県が枠組みを示し「これはダメ、あれはダメ」と言ってしまうと柔軟性を損なわれる。 • 「市町村から申請があり、県がOK」とする方式ではなく、「こういう使い方はNG」と、示すルール作りが必要。

検証・公表についての意見

項目	発言要旨
事業評価について	• 事業成果は数字で評価することが必要。事業評価の方法について、プロモーションの事業は分かりやすいが、受入環境整備に使った場合は定量的評価が難しいため、評価方法は要検討。
市町村における検討組織	• 市町村には７割の財源が入ってくることになる。「何でもあり」にならないように。市町村においても外部を入れた使途について検証する委員会を設けることも必要ではないか。
市町村の使途の公表について	• できれば、市町村がやっている内容を県がチェックしてまとめて公表した方がいいのではないか。

宿泊税の使途のルール大枠（案）

1　基本原則

使途の原則（基本的な考え方）	ＮＧ例
①宿泊税の趣旨・目的に合致していること ●**大分県宿泊税条例第1条**　県は、「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	×住民を主に対象とした観光振興に関係のない通常の行政サービスなど （市民生活のインフラ整備、防災事業、一般的な産業振興、福祉政策、子育て・教育事業　など）
②新規又は拡充事業であること	×既存施策の振り替えである事業　など
③納税者・宿泊事業者が納得できること	×受益者のほとんどが住民であるもの （住宅街の水道管の改修や防犯灯設置、地域住民中心の祭りなど） ×各自治体の観光戦略上の位置づけがない一過性のイベント　など

2　その他

- 上記原則を踏まえた上で、使途の決定にあたっては、**宿泊事業者や有識者等の意見を踏まえること**が望ましい。
- 国庫等、他に充当を優先すべき財源があれば活用することが前提。
- また、市町村においては、**入湯税の使途との棲み分け**について、説明できることが必要。

県と市町村の役割分担（案）

	県	市町村
役割	**○広域的な観点からの観光振興施策** **○宿泊の少ない市町村の観光振興支援**	**○基礎自治体としての観光振興施策**
施策例	•県内周遊に向けた交通環境整備（二次交通対策）、レンタカーの利用支援 •閑散期の誘客・プロモーション •アウトドアガイド等人材の確保・育成 •情報発信・マーケティング、観光統計の整備 •県域ＤＭＯの機能強化 •観光危機管理体制の整備 •簡易宿所、民泊施設の適正化や違法の疑いがある施設の調査・指導	•オーバーツーリズム対策 •観光地の受入環境整備（観光案内所の機能強化、観光案内の多言語対応、公衆トイレ整備、バリアフリー化） •宿泊施設等の業務効率化・生産性向上の支援 •閑散期の誘客・プロモーション •ガイド人材の育成 •地域資源の磨き上げ •情報発信・マーケティング •地域ＤＭＯの機能強化

事業の検証及び公表スケジュール（案）

○事業の効果検証方法について（案）

○事業効果については、県の一般的な事務事業の検証同様に、少なくとも年１回の頻度で検証を行う。
・評価については、外部委員（事業者又は有識者等）による組織体により実施するものとする。

○事業ごとに目標（成果指標や活動指標）を設定のうえ、効果測定を行うとともに、宿泊税の使途のルール大枠に沿って検証を行う。

※市町村においても同様に効果検証の仕組みを設けることが望ましい。

○事業の公表方法について（案）

○宿泊税を充当した事業は、毎翌年度、公表する。
・県が、市町村分をまとめて、県ホームページ上で公表
[公表項目案] 事業名、事業金額、充当金額、具体的な効果（定量的・定性的） 等

【公表スケジュール イメージ】
① 市町村→県への報告【７月】
② 効果検証【８～１０月】 ※県、市町村ともに
③ 検証結果を含め、公表【１１月】 （※県＋市町村分）

【参考】条例の施行状況の検討
○宿泊税条例に基づき、令和11年度に、税制度の在り方を検討する（その後は５年ごとに同様の検討を実施）

＜大分県宿泊税条例 附則＞
「知事は、この条例の施行後、３年を目途として、第１条に規定する施策の効果及び社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、５年ごとに同様の検討を行うものとする。」

使途検討委員会のスケジュール

	R8						R9		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
宿泊税	●7/3条例公布 ・宿泊税制度についての宿泊事業者への説明会			●9/30総務大臣同意	・特別徴収義務者登録等についての宿泊事業者への説明会				
							宿泊者等への周知（広報、SNS、チラシ、ポスター等）		
使途検討委員会		8/26 第1回 ・税制度の検討経過 ・使途に係るこれまでの議論		10/26 第2回 ・第1回の議論を踏まえ使途等の方針検討		12月中旬 第3回 ・使途等の方針策定	●市町村あて周知		